

○合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日告示第12号

合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去を実施する者に対して、予算の範囲内で合志市危険ブロック塀等安全確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、合志市補助金等交付規則（平成18年2月27日規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (3) 避難路 地域防災計画又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する耐震改修促進計画において国のブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金 基幹事業））の対象として定める道路
- (4) ブロック塀等 ブロック塀、石積塀、レンガ塀その他市長が認めるものをいう。
- (5) 危険なブロック塀等 次に掲げる要件全てに該当するブロック塀等をいう。
 - ア 当該ブロック塀等が面する道路面からの高さが80cm以上のもの
 - イ 当該ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの
 - ウ 市長が、コンクリートブロック塀においては別表1、組石造の塀においては別表2に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- (6) 地震に対して安全な塀等 熊本県作成の「民間所有ブロック塀等の安全への対応マニュアル」内の「1 塀の基準」によるブロック塀、金属製フェンス又は生垣等をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 当該補助事業の補助事業者、補助対象経費及び補助金の額等は別表3に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に市長が別表4に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(契約締結及び事業着手)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

(変更申請)

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事

業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（別記様式第6号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

- 2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（別記様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（別記様式第8号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（別記様式第9号）により市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

（遂行命令）

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（別記様式第10号）に市長が別表5に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（別記様式第12号）を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第15条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- （1）虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、第8条第2項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第14号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

(完了後の報告等)

第19条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る塀等について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第2条） 補強コンクリートブロック塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
		高さ2m以下の塀で10cm以上	はい	いいえ
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っている	はい	いいえ
4	控壁 (高さが1.2mを超える場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ1mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
8	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ

評価	8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要
----	--

※わからない場合は不適合

※鉄筋が入っていない場合は、別表2「組石造の塀の点検表」を使用

別表2（第2条） 組石造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1／10以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4 m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ1 mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
7	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ
評価		7項目のうち、1つでも不適合があれば、組石造の塀の安全対策が必要		

※わからない場合は不適合

別表3（第3条）

補助事業者	次に掲げる要件を全て満たす者 1 避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） 2 市税を滞納していない者
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	避難路に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用
補助率	補助対象事業費の10／10以内
補助限度額	20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
その他の事項	1 他の補助事業と重複していないこと。

	2 危険なブロック塀等の一部を残存させる場合は、当該部分自体の高さは40cm以下とし、当該部分には塀等を設置しないこと。 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に定める道路（以下「みなし道路」という。）内にあるブロック塀等は全て撤去すること。 4 危険なブロック塀等の撤去後に塀等を設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項のみなし道路内には設置しないこと。
--	--

別表4（第4条）

1	補助対象事業実施計画書（別記様式第2号）
2	住民票の写し
3	補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
4	位置図、現況写真
5	市税滞納有無調査承諾書
6	危険なブロック塀等の撤去を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
7	補助事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権等、危険なブロック塀等の撤去に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書
8	危険なブロック塀等の構造、延長、高さを記入した現況図
9	撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面
10	交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状
11	その他市長が必要と認める書類

別表5（第13条）

1	補助対象事業に係る契約書等の写し
2	工事写真（工程毎）
3	完成写真（遠景・近景）
4	その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先）合志市長

申請者

住所

氏名

補助金交付申請書

合志市危険ブロック塀等安全確保支援補助金の交付を受けたいので、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 補助対象事業 危険なブロック塀等の撤去
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 完了予定日 年 月 日
- 6 添付書類
 - （1）補助対象事業実施計画書
 - （2）住民票の写し
 - （3）補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
 - （4）位置図、現況写真
 - （5）市町村税滞納有無調査承諾書
 - （6）敷地の権利関係書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
 - （7）補助事業実施に係る同意書
 - （8）危険なブロック塀の構造、延長、高さを記入した現況図
 - （9）撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面
 - （10）交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は委任状
 - （11）その他市町村長が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条関係）

補助対象事業実施計画書

工事概要	所在地				
	撤去	塀の種類			
		長さ	m	高さ	m
工事 施工者	施工業者名				
	所在地				
	代表者名			電話番号	
① 補助対象事業費		円（税込）			
② 補助対象限度額 ※1		円（税込）			
③ 補助対象経費 ※2		円（税込）			
補助金交付申請額 ※千円未満切捨て		円（税込）			
事業期間（予定）		年 月 日 から 年 月 日 まで			

※1 「撤去するブロック塀等の長さ×12,000円/m」又は200,000円の少ない方の金額

※2 ③＝①又は②の少ない方の金額

別記様式第3号（第4条関係）

市税滞納有無調査承諾書

合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業の補助金交付申請に伴い、合志市税（延滞金を含む）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

（あて先）合志市長

ブロック塀等の所在地

所有者（申請者） 住 所
氏 名

共有者 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

※ 氏名欄には合志市在住で補助事業を行おうとする土地及び建築物の所有者となるすべての方を記入してください。

都市計画課確認欄

所有者 滞納なし ・ 滞納あり
（共有者） 市民税・固定資産税・軽自動車税・その他

上記のとおり確認しました。

年 月 日

報告者 都市計画課

年 月 日

（あて先）合志市長

合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業承諾書

私が所有する下記土地又は建築物について、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業による以下の事業を実施することを承諾します。

1 ブロック塀等

の所在地

2 対象事業 危険なブロック塀の撤去

3 申請者 住 所

氏 名

電話番号

4 所有者 住 所

（申請者以外の 氏 名

印

共有者等）

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

備考：この様式は、所有者以外の者等が申請する場合又は所有者が複数人いる場合に使用してください。

第 号
年 月 日

申請者 様

合志市長

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業については、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定をしたので通知します。

記

1 ブロック塀等の所在地

2 補助対象事業費及び交付決定額（不交付の場合は理由）

補助対象事業	危険なブロック塀の撤去	
補助対象事業費	金	円
補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円

3 完了予定期日 年 月 日

4 交付の条件

- (1) 合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱を厳守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

（あて先）合志市長

申請者

住所

氏名

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業については、下記のとおり変更したいので、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 補助対象事業 危険なブロック塀の撤去
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
変更増減額	金	円
- 4 変更内容及び理由
- 5 添付書類

第 号
年 月 日

申請者 様

合志市長

補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業の変更については、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更を承認（不承認と）したので通知します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 補助対象事業 危険なブロック塀等の撤去
- 3 補助金交付変更額（不承認の理由）

既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更交付決定額	金	円

年 月 日

（あて先）合志市長

申請者

住所

氏名

補助事業中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった合志市
危険ブロック塀等安全確保支援事業については、下記のとおり中止（廃止）し
たいので、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第8条第
1項の規定により届け出ます。

記

1 中止（廃止）理由

2 添付書類

年 月 日

（あて先）合志市長

申請者

住所

氏名

完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業については、同通知に付された完了期日には事業の完了が困難となったので、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定通知に付された完了予定期日 年 月 日
- 2 変更完了予定日 年 月 日
- 3 変更理由

年 月 日

（あて先）合志市長

申請者

住所

氏名

完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった合志市
危険ブロック塀等安全確保支援事業が完了したので、合志市危険ブロック塀等
安全確保支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添え下記
のとおり報告します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地
- 2 補助対象事業 危険なブロック塀等の撤去
- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 添付資料
 - （1）補助対象事業に係る契約書等の写し
 - （2）工事写真（工程毎）
 - （3）完成写真（遠景・近景）
 - （4）その他市長が必要と認める写真

第 号
年 月 日

申請者 様

合志市長

補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金については、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定補助金額 金 円

年 月 日

（あて先）合志市長

申請者

住所

氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額確定通知のあった合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金について、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所
預金種目 口座番号	普通 ・ 当座 ・ その他	
フリガナ		
口座名義人		

第 号
年 月 日

申請者 様

合志市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金決定通知した合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金については、合志市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱第8条第2項（第16条第1項）の規定により、下記のとおり取り消したので、第16条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 交付決定（交付確定補助金）額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定（交付確定補助金）取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消理由 | | |

第 号
年 月 日

申請者 様

合志市長

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で取り消した合志市危険ブロック塀等
安全確保支援事業補助金については、合志市危険ブロック塀等安全確保支援
事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還命令額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由